

研究監査ガイドライン

平成 30 年 1 月 15 日制定

1 制定の趣旨

本ガイドラインは、特定非営利活動法人ふれいす東京（以下、「本法人」という。）及び本法人に所属する個人に対して配分された競争的資金の経理処理の内部監査が、適正に行われることを目的として定めるものである。

2 内部監査部門の設置及び目的

本法人及び本法人に所属する個人に対して配分された競争的資金の経理処理が、適正に行われているかを確認するために、内部監査部門を設置する。

3 内部監査部門の体制

競争的資金の内部監査に関する事務は、内部監査担当者の監督のもとに、事務・総務部門の経理担当者がこれを行う。

4 内部監査の方法

内部監査マニュアルに従って確認を行う。

5 内部監査担当者及び会計監査人との連携

内部監査担当者とは、適宜適切に情報交換を行う。
会計監査人とは、年に 1 度、情報交換を行う。

6 改廃

本ガイドラインの改廃は、研究担当理事の発議に基づき、理事会が決定する。